

# 広島高速道路公社契約約款の改正について

## 1 改正内容

当公社が定める建設工事や調査・設計業務、役務等の契約に係る約款（以下「約款」）について、以下のとおり改正する。

### （1）遅延利息について

履行遅滞に係る損害金等の遅延利息の計算に用いる割合について、現行の年2.7%から**年2.6%**に改めることとする。

なお、建設工事契約約款第42条第2項に定める受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合の損害金の計算に用いる割合については、現行の年5%から**年3%**に改めることとする。

### （2）建設工事における前払金の使途拡大について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、その適用期限を「令和2年3月31日まで」から「**令和3年3月31日まで**」に延長する。

## 2 施行日

### （1）広島高速道路公社建設工事請負契約約款

決裁日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### （2）広島高速道路公社建設工事請負契約約款以外の約款

決裁日以降の公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

なお、平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとし、様式1を提出してください。